



国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 小西・北本

(電話) 06-6949-6446

令和4年12月27日

大津市地区、滋賀北部地区のタクシー運賃の改定審査開始について

～タクシー運賃改定を行います～

近畿運輸局では、本年11月から12月にかけて大津市地区、滋賀北部地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更申請があったことを受け、運賃改定の必要性を検討した結果、運賃改定審査を開始することを決定しましたので、お知らせいたします。

【大津市地区】 滋賀県大津市

【滋賀北部地区】 滋賀県彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市、米原市、犬上郡、愛知郡、蒲生郡

前回運賃改定日：大津市地区、滋賀北部地区ともに令和2年2月1日

1. 運賃変更申請状況

【大津市地区】

(1) 申請の期間

令和4年11月28日～令和5年2月28日（3ヶ月）

(2) 申請事業者数（令和4年12月12日時点）

4者（対象地域の法人事業者数 6者）

(3) 申請事業者の車両数（令和4年12月12日時点）

270両（対象地域の全体車両数 328両）

(4) 申請率（令和4年12月12日時点）

82.32%

【滋賀北部地区】

(1) 申請の期間

令和4年11月28日～令和5年2月28日（3ヶ月）

(2) 申請事業者数（令和4年12月20日時点）

16者（対象地域の法人事業者数 24者）

- (3) 申請事業者の車両数（令和4年12月20日時点）
666両（対象地域の全体車両数 754両）
- (4) 申請率（令和4年12月20日時点）
88.33%

2. 運賃変更申請の概要（※）

【大津市地区】

(1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1km ～ 1.15km（現行1.2km）

② 初乗運賃 500円 ～ 600円（現行上限500円）

(2) 改定率 18.5% ～ 21.0%（平均改定率 19.8%）

【滋賀北部地区】

(1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1km ～ 1.15km（現行1.1km）

② 初乗運賃 500円 ～ 600円（現行上限500円）

(2) 改定率 18.6% ～ 25.3%（平均改定率 20.7%）

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

滋賀県政記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）